

仕様書

1 件名

山科まち美化事務所簡易専用水道清掃作業

2 実施箇所

山科まち美化事務所内

1 屋内受水槽 1 5 m³

2 屋外高架水槽 5 m³

3 履行期限

令和8年3月22日（日）

4 作業日

清掃作業は、契約日から上記履行期限までの期間のうち、土曜日または 日曜日の1日の間に作業を完了させること。

日程は契約後、本市と協議のうえ決定する。

5 業務内容

水道法施行規則第55条の規定に基づく、「2 実施箇所」において示した受水槽、高架水槽の清掃作業。

6 掃除用具等

清掃に用いる機材・用具及び薬品については、用途に適切かつ効果的・可能な限り環境に配慮したものを使用することとし、それらの経費については、本契約に含むものとする。ただし清掃の実施に伴い必要となる光熱水費については、本市の負担とする。

7 履行確認

受託者は、作業終了後、山科まち美化事務所職員による作業完了の確認を受けること。

8 提出書類

業務の着手及び完了に当たっては、本市へ次の書類を提出する。

(1) 作業完了報告書（A4サイズ、様式任意）1部

作業用具消毒、作業開始前、作業中、作業後、残留塩素濃度の測定（作業前・後）の様子がわかる写真を添付したもの。

(2) 作業完了届（A4サイズ、様式任意）1部

9 資格等

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項建築物飲料水貯水槽清掃業について、京都府知事の登録を受けており、貯水槽清掃作業監督者及び当該事業の従事に必要な研修を受講した作業員を有すること。

10 支払方法

完了届提出後、30日以内に支払うものとする。

11 損害の賠償

受託者は、受託者の責に帰する理由により施設等を損傷させた場合、受託者の責任において復旧するものとし、事故等発生の原因及び状況等について速やかに報告すること。

12 その他

- (1) 受託者は、契約履行中に知り得た本市の秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、本市の合意がなければ、第三者に対して本契約により生じた権利義務の譲渡又は業務の再委託をすることはできない。
- (3) 受託者は、当該業務に関わる範囲以外の場所に無断で立ち入らないものとする。
- (4) 業務上における安全衛生に関する管理は、受託者の責任において、関係法令に従い行う。また、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。